

## 計画調書作成要領

### <共通部分>

#### 1. 申請の単位

原則、申請は学校法人及び準学校法人（以下、「学校法人等」という。）の設置する専修学校単位とし、補助対象事業ごとに行うものとする。

なお、専門課程と高等課程で共用している建物を工事する場合等、見積書が同一の場合は、事業経費を合理的な按分方法で算出することとし、その際の補助対象となる事業経費の下限額は、課程ごとに按分したそれぞれの経費を基準とする。

※ 例えば、専門課程と高等課程で共用している建物の耐震補強工事（下限額：400万円）を申請する場合、専門課程と高等課程それぞれの事業経費を面積等により按分し、その事業経費が専門課程700万円、高等課程が300万円となった場合、高等課程は補助対象外となり、専門課程のみが補助対象となる。

#### 2. 提出資料の作成について

##### (1) 各事業の様式について

以下のとおり、事業ごとに様式が異なります。作成にあたっては、以下留意点のほか、各事業の提出要領を確認してください。

【私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費（私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費））】

様式4-0：専修学校防災機能等強化緊急特別推進事業（耐震補強工事）

様式5-0：専修学校防災機能等強化緊急特別推進事業（非構造部材の耐震対策）

※ 申請する事業ごとに別葉で作成すること。なお、専門課程と高等課程等で共用する施設等について、1つの契約により1つの事業を申請する場合は、様式を課程ごとに作成することとし、合理的な按分方法で算出した経費の計算過程がわかる資料（様式自由）をあわせて作成すること。（「4. その他」参照）

※ 様式の欄が不足する場合や、様式には記入し難い場合は、欄の追加や別紙（様式任意）に記載することとし、1枚に納めるために内容等を省略することのないようにすること。

(2) 「様式0-1」，「様式0-2」の記入にあたっては、「（参考）様式0-1・（参考）様式0-2」を参照すること。

(3) 提出する資料は必要なものに限ること。（学校のパンフレットは不要）

(4) 採択見積書について、補助対象経費と補助対象外経費を整理し、「見積書整理表（共通様式）」の白色セルに記入をした上で提出すること。また、補助対象経費にのみ付番すること。作成にあたっては、「見積書整理表（入力例）」を参考にすること。

(5) 見積書、カタログ、図面等の添付資料について、上記（4）において付した番号と同一の番号を付し、対応関係がわかるようにすること。

(6) 様式〇－１の「法人番号」欄については、国税庁法人番号公表サイトで確認できるので必要に応じて活用し記入すること。

参考 URL : <http://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>

(7) 様式〇－１の「採択希望順位」欄については、同一の補助金に対し、同一都道府県内に所在する同一の専修学校が複数の事業の申請を行う場合、それぞれの事業の採択希望順位を同欄に記入すること。

(例：私立学校施設整備費補助金である「耐震補強」１件、「非構造部材」１件を申請する場合、それぞれ同欄に採択希望順位として、１もしくは２のいずれかを記入する。)

(8) 「工事等の説明一覧」（共通様式）については、上記（4）「見積書整理表」に対応するよう付番し、全品目（又は項目別）について説明一覧を作成すること。説明内容は、各事業別の「提出資料作成の際の注意事項」内に記載しているため、確認をした上で説明内容を記入し提出すること。また、資料の作成にあたっては「工事等の説明一覧」ファイル内の記入例を参考にすること。

(9) 採択理由書（共通様式）について

- ① 「学校法人等名」等の欄は、様式〇－１に記載している名称と一致すること。
- ② 「不採択業者」欄が不足する場合は、適宜追加すること。
- ③ 採択理由書は以下（例）の「業者区分」ごとに記入すること。なお、施工業者・設計業者・耐震診断業者等、契約業者が複数に分かれる場合は、それぞれ別葉で作成すること。

(例)	・「工事費」：施工業者
	・「実施設計費」：設計業者
	・「耐震診断経費」：耐震診断業者
	・「耐震点検経費」：耐震点検業者
	・「情報処理関係設備」等設備の納入業者：納入業者

- ④ 「採択業者区分」欄には、「施工業者」「設計業者」「耐震診断業者」等の別を

記入すること。なお、複数にまたがる場合又は③の区分によらない場合には、適宜名称を変更し、記入すること。

- ⑤ 「見積金額」欄の金額と見積書の金額は一致させること。（按分後の金額や補助対象額の金額ではない。）なお、見積書に記載の総額において、税込価格と税抜価格が混同している場合は、いずれかの表示方法に統一すること。
- ⑥ 「業者選定後に金額が変更した理由」欄は、出精値引等により採択業者の選定後に金額が変更した場合に、変更前後の金額及び変更理由を記載すること。
- ⑦ 補助金の効果的配分を推進する観点から、価格の妥当性等を十分に勘案し、補助対象事業経費が適正かどうかを判断するので、計画の策定に当たっては特に留意すること。
- ⑧ 「業者採択理由」欄には、入札の状況、3社以上の工事内容等を比較した結果等を具体的に明示すること。また、入札に参加した業者の選定理由についても記入すること。
- ⑨ 設備等について独占的に扱っている場合は、独占販売等を証明する文書を添付すること。

(10) 計画調書は、事業ごとにファイルに綴り、適宜インデックスを付けること。

(11) 電子メールでの提出について

- ① 紙提出に加え、以下の資料については電子媒体でも提出すること。  
「様式●ー●」、「見積書整理表」、「設備・装置（工事）等の説明一覧」、  
「資金収支予算書（決算書）」
- ② 電子媒体の提出については、PDF化をせず、エクセル形式のまま提出をすること。
- ③ 提出の際は、事業ごとに1つのフォルダにまとめてフォルダ名を  
「【法人名・学校名】事業名（事業区分）」とすること。  
(例) 【A法人・B学校】●●館耐震補強工事（耐震補強工事）

(12) 計画調書の順番は、次の例のとおりとする。

(例) 耐震補強工事の複数課程による申請の場合

◎採択理由書（共通様式）が複数ある場合は、付箋等でインデックスを付けること。

- ① チェック表
  - ② 様式4-1（専門課程）
  - ③ 様式4-2（専門課程）
  - ④ 様式4-1（高等課程）
  - ⑤ 様式4-2（高等課程）
  - ⑥ 経費按分に関する資料
  - ⑦ 見積書整理表（共通様式）
  - ⑧ 工事等の説明一覧（共通様式）
  - ⑨ 採択理由書（共通様式）（耐震診断経費）
  - ⑩ 耐震診断に係る見積書
  - ⑪ 採択理由書（共通様式）（実施設計費）
  - ⑫ 実施設計に係る見積書
  - ⑬ 採択理由書（共通様式）（工事費）
  - ⑭ 工事に係る見積書
  - ⑮ 様式4-3（専門課程）
  - ⑯ 様式4-3（高等課程）
  - ⑰ 様式4-4（専門課程）
  - ⑱ 様式4-4（高等課程）
  - ⑲ 図面等その他参考資料
  - ⑳ 学校法人等の財務状況が確認できる資料
  - ㉑ 学則
- } 補助対象外の場合は省略

### 3. 交付内定前の事業着手承認申請書

交付内定前に事業を着手（契約を締結）する場合は、平成18年3月16日付け17高私助第37号通知に基づき事前着手承認申請書を提出し、文部科学大臣の承認を得ること。

※Ⅰ.「情報処理関係設備」、Ⅱ.「教育装置」、Ⅲ.「情報通信ネットワーク装置」、Ⅵ.「専修学校防災機能等強化緊急特別推進事業（防災機能強化事業）」、Ⅶ.「専修学校防災機能等強化緊急特別推進事業（バリアフリー化）」、Ⅷ.「エコキャンパス推進事業」については、今回募集を行わないため、提出要領に記載していない。

#### Ⅳ.「専修学校防災機能等強化緊急特別推進事業（耐震補強工事）」提出要領

##### 1. 補助対象工事等

(1) 専修学校専門課程又は高等課程における耐震補強工事に必要な別表2に掲げる経費であって、次の要件を備えているものとする。（※別表2補足資料も併せて参照すること。）

- ① 新耐震基準施行（昭和56年6月1日）以前に建築された非木造建物（校舎，講堂，屋内運動場，生徒等の寄宿舎，食堂，課外活動施設及び学外研修施設（以下，教育施設等という。学校法人が法人部門として管理している建物を除く。））で，構造耐震指標（以下， $I_s$ 値という。）がおおむね0.7に満たないこと，若しくは保有水平耐力に係る指数（以下， $q$ 値又は $CtuSd$ 値という。）について， $q$ 値がおおむね1.0（又は $CtuSd$ 値がおおむね0.3）に満たないこと，又は $I_s$ 値がおおむね1.0以下で，かつ補強を必要とする特別な理由があると認められるもの。木造建物においては，構造耐震指標（以下， $I_w$ 値という。）が1.1未満のもの。
- ② ただし，耐震補強工事後の当該非木造建物に係る $I_s$ 値がおおむね0.7を超え，かつ $q$ 値がおおむね1.0（又は $CtuSd$ 値がおおむね0.3）を超え，又は当該補強によってこれと同程度の耐震性能が得られると認められなければならない。木造建物においては， $I_w$ 値1.1を超えること。

(2) 耐震診断は，「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（平成18年国土交通省告示第184号。以下，国土交通省告示という。）による。国土交通省告示に基づき建築物の各階の $I_s$ 値又は $q$ 値を計算するに当たり，地域係数「Z」は，次のいずれかの数値とすることができる。ただし，各計算には同一の数値を用いること。

- (i) 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第88条に規定する数値
- (ii) 設置者の方針により採用する(i)を超える数値

(3) 補助対象となる事業経費の下限額は専門課程・高等課程ともに400万円以上とする。なお，専門課程と高等課程の共用等による按分，補助対象外経費の除外等によって，1学校あたり（専門課程と高等課程を有する場合は課程ごと）の補助対象となる事業経費が下限額を下回った場合は補助対象外の扱いとなるので注意すること。

(4) 完成年度を超えている専修学校であること。

## 2. 補助対象外経費

### (1) 別表2に掲げる以外の工事に要する経費

※ 別表2に掲げる工事であっても、耐震補強工事との因果関係を合理的に説明できない工事に要する経費については補助対象外とする。

### (2) 他の国庫補助を受ける事業に係る経費

### (3) 増改築，増床工事に係る経費

### (4) 耐震診断と実施設計のみに係る経費

## 3. 補助率

### (1) 専修学校専門課程

①  $I_s$  値0.7未満，若しくは $q$  値1.0未満（又は $C_{tUSD}$  値がおおむね0.3未満）， $I_w$  値1.1未満

… 耐震補強工事（実施設計費を含む）及び耐震診断に要する経費の合計の1/2以内

### (2) 専修学校高等課程

①  $I_s$  値0.3未満，若しくは $q$  値0.5未満（又は $C_{tUSD}$  値が0.15未満）， $I_w$  値0.7未満

… 耐震補強工事（実施設計費を含む）及び耐震診断に要する経費の合計の1/2以内

②①以外

… 耐震補強工事（実施設計費を含む）及び耐震診断に要する経費の合計の1/3以内

## 4. 専門課程と高等課程等を有する建物について

同一の建物の中に専門課程，高等課程及び一般課程等（学校以外の施設を含む）を有する場合，それぞれの面積（※）等合理的な方法で工事費を按分すること。又，按分を行った場合は，その計算過程を資料（様式任意）として添付すること。

（※）例：各課程等の専有する又は主として使用する部分の面積を当該課程の専有面積とし，その他の部分については，原則として各課程の専有面積に応じて比例按分したものの合計。

## 5. 提出書類

- (1) チェック表
- (2) 計画調書（様式4-1）
- (3) 耐震診断経費・実施設計費・各工事費の内訳（様式4-2）
- (4) 経費按分にかかる資料（必要に応じて提出）
- (5) 耐震性能の診断・補強設計を行った診断者の所見（様式4-3）
- (6) 教員・生徒数調書（様式4-4）
- (7) 見積書整理表（共通様式）
- (8) 工事等の説明一覧（共通様式）
- (9) 採択理由書（共通様式）及び入札の内容がわかる書類，見積書
- (10) 工事予定施設の計画図面（配置図，平面図及び立面図）（様式自由）
- (11) 耐震診断書（様式自由）及び耐震補強設計書（様式自由）
- (12) 平成28年度資金収支予算書，平成25年度から平成27年度における資金収支決算書（共通様式），貸借対照表及び監事監査報告書の写し
- (13) 学則

※ 原則A4版で作成の上，ファイルに綴り，各様式別にインデックスを付すこと。カタログ，設備構成図及び学校の平面図について，文字が判読しづらくなる場合は，A3版で作成しても差し支えない。

また，ファイルの表紙・背表紙には，補助金名，都道府県名，学校法人名，学校名を記入すること。

## 6. 提出資料作成の際の注意事項

- (1) 計画調書（様式4-1）
  - ① 「都道府県名」欄は，専修学校の所在する都道府県名をドロップダウンリストより選択すること。
  - ② 「法人番号」欄には，法人番号を記入すること。「法人番号」は下記ホームページにて確認することができるので必要に応じて参考にすること。  
参考 URL : <http://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>
  - ③ 「採択希望順位」欄には，同一都道府県内に所在する同一の専修学校が私立学校施設整備費補助金に対し，複数の事業の申請を行う場合，それぞれの事業の採択希望順位を同欄に記入すること。（例えば，私立学校施設整備費補助金である「耐震補強」を専門課程で1件、高等課程で1件を申請する場合、それぞれ同欄に採択希望順位として，1もしくは2のいずれかを記入する。）
  - ④ 「事業名」欄は，事業内容が分かる事業名とするとともに，簡潔な名称にすること。なお，専門課程と高等課程等を有し，課程ごとに按分する場合は，課程ごとに別葉で作成すること。その際，事業名称は「○○事業（専門課程）」，「○○事業（高等課程）」等の表記で区分すること。

- ⑤ 「管理責任者所属・職・氏名」欄には、当該施設を直接管理する者を記入すること。
- ⑥ 「対象施設の名称」欄には、当該事業を行う施設の名称を具体的に記入すること。  
建物が複数有る場合は、建物毎に様式を分けて作成すること。  
 ※増築等を行い、見た目としては1つの建物でも構造的に別々の建物である場合、  
 様式を分けて作成すること。
- ⑦ 「建築年月日」欄には、当該施設が建築された日を記入することとし、当該建物が  
 増築部分の場合は、増築された日を同様に記入すること。書ききらない場合は、備考  
 欄に記入すること。
- ⑧ 「構造」欄には、該当するものに○を付すこと。
- ⑨ 避難所について
- (イ) 「避難所としての利用の可否」欄は、被災時において、耐震補強工事を行う建  
 物を避難所として利用し、2週間程度生徒や地域住民を受け入れることの可否に  
 ついて、ドロップダウンリストより該当するものを選択すること。
- (ロ) 「大規模空間を有する施設の有無」欄は、耐震補強工事を行う建物について、  
 固定椅子や固定机等の障害物のない大講義室、集会室、ホールなどの地域住民等  
 が一定数程度避難できる大規模空間の有無をドロップダウンリストより該当する  
 ものを選択すること。
- (ハ) 「大規模空間の面積」欄は、(ロ)における大規模空間の合計面積を記入する  
 こと。
- (ニ) 「大規模空間以外での避難面積」欄は、(ロ)における大規模空間以外に、会議  
 室やセミナー室等であっても、地域住民等の受け入れが可能となる教室等の合計  
 面積を記入すること。
- (ホ) 「受け入れ可能面積合計」欄は、(ハ)と(ニ)を合わせた数値が自動計算で  
 入るので記入は不用。
- (ヘ) 「合計面積」欄は、耐震補強工事を行う建物の延べ床面積を記入すること。  
 (上記の(イ)～(ヘ)については、この記入内容により補助対象外となるもの  
 ではない。)
- ⑩ 「q値・Ct<sub>usd</sub>値」(該当するものに○)及び「I<sub>s</sub>値」欄には、測定された数値の  
 うち、補助率の決定に用いた棟ごとの最小値を記入すること。
- ⑪ 経費の各項目(黄色で塗りつぶしたセル)は、様式4-2を入力することにより、  
 自動反映されるため、入力しないこと。
- ⑫ 他の補助金の交付を受けて実施した耐震診断経費や交付決定年度までに支払い済  
 みの実施設計経費等、予め係る経費の全額が補助対象外であることが明白な場合は、  
 計画調書への記載及び関係書類の提出を省略すること。
- (2) 耐震診断経費・実施設計費・各工事費の内訳(様式4-2)
- ① 「事業名称」欄は様式4-1に記載した名称と一致させること。



② 専門課程と高等課程等を有する建物について、課程ごとに工事費等を按分する場合は、課程ごとに本様式を作成すること。その際、一方の課程は補助対象に、その他の課程等は補助対象外に計上することとし、小計、合計額は見積書と一致させること。

また、「金額」欄は、円単位で記入することとし、1円未満の端数は、四捨五入せず切り捨てること。その際、合計額と一致しない場合は、「端数」として補助対象外に計上すること。

(3) 見積書整理表（共通様式）

採択見積書の補助対象経費と補助対象外経費を整理し、白色セルに記入をし、補助対象経費のみに付番をした上で提出すること。記入については様式エクセルファイル内の別シートにある入力例を参考にすること。

(4) 工事等の説明一覧（共通様式）

上記「見積書整理表」に付した番号と対応するよう付番し、項目別（項目分けは任意）に「各工事（品目）における耐震化（耐震対策）との関連性」を説明すること。（耐震化との関連性については、当該工事が耐震工法上どのように必要となるのか、耐震性能の向上にどのようにつながるのか等、様式エクセルファイル内の別シートにある記入例を参考にしながら詳細に記載すること。）

なお、項目中に申請数量が2以上となるものを含む場合、数量の根拠を確認することがあるため、あらかじめ説明を記載しておくことが望ましい。

(5) 採択理由書（共通様式）及び入札の内容がわかる書類又は見積書

① 原則、入札又は3社以上の業者による見積り合わせ等によることとし、入札の内容がわかる書類（工事費内訳明細書等の工事内容等の詳細がわかる書類を含む）又は3社以上の見積書及び採択理由書を提出すること。

② 特殊事情により、3社以上の見積書が提出できない場合は、その理由を採択理由書に記入すること。

③ 見積書が写しの場合は、理事長が原本証明をすること。

④ 採択した見積書には、用紙の右上に「採択」と朱書きし、不採択の見積書には、用紙の右上に「不採択」と黒字で記載すること。

⑤ 補助事業が補助対象と対象外にわかれる場合は、見積書の写し等の補助対象にマーカー等を用いて「補助対象」部分をわかりやすくすること。

(6) 耐震性能の診断・補強設計を行った診断者の所見（様式4-3）

① 「既存建物の耐震性能の評価」欄には、地震等の災害が起こった場合の当該建物の危険性について、耐震診断の結果に基づき、実際の数値を示す等して、具体的かつ簡潔に記入すること。

- ② 「補強設計と耐震性能の評価」欄には、耐震診断の結果に基づき行われる耐震補強工事の内容、耐震補強工事を行うことにより耐震性能がどのように向上するかについて、実際の数値を示す等して、具体的かつ簡潔に記入すること。
- ③ 「改修前 Is 値等（最小値）」欄及び「改修後 Is 値等（最小値）」は、様式 4-1 の Is 値等と一致させること。

(7) 計画図面（配置図、平面図及び立面図）

提出する計画図面は以下のとおりとし、工事予定範囲がわかる簡単な図面とする。また、必要な図面の数は精選するとともに、資料が大部とならないよう工夫すること。また、図示する際には、補助対象経費との対応関係がすぐ分かるようそれぞれに「見積書整理表」に付した番号と対応するよう付番すること。

- ①配置図：学校の敷地全体が分かり、かつ工事予定の建物を明示した図面を提出すること。
- ②平面図：工事予定階の平面図のみ提出し、工事予定範囲を明示し、用途がわかるように室名等を付すこと。また、改修前と改修後の両方の図面を提出すること。
- ③立面図：外壁等の外部工事を予定している場合のみ提出することとし、当該範囲を明示すること。また、改修前と改修後の両方の図面を提出すること。  
※「平面図（立面図）」には、「ブレース」・「耐震補強壁」等の補強箇所や建具等にかかる工事の設置箇所と設置数が確認できるように、「見積書整理表」に付した番号を明記するなどして示すこと。  
(手書き・マーカー等がかまわない。)

(8) 耐震診断書及び耐震補強設計書

耐震診断結果等について、概要等必要となる部分のみを抜粋するとともに、Is 値等の該当部分をマーカー等を引くなど強調すること。耐震診断書及び耐震補強設計書が一体となっている場合は、1本で構わない。

(9) 平成28年度資金収支予算書、平成25年度から平成27年度における資金収支決算書(共通様式)、貸借対照表及び監事監査報告書の写し

- ① 提出期限までに理事会等で決定していない場合は、その時点における案を作成すること。(決定次第、必ず正式なものを早急に提出すること。)
- ② 資金収支予算書、資金収支決算書(共通様式)の件名は、「平成28年度資金収支予算書」、「平成25年度資金収支決算書」等、適宜変更すること。
- ③ 資金収支決算書、貸借対照表及び監事監査報告書の写しは過去3年度分(平成25年度から平成27年度分)を提出すること。

(別表2) 専修学校防災機能等強化緊急特別推進事業(耐震補強工事)の補助対象範囲

経費区分	内 容	
耐震診断 経 費	本事業の対象となる建物に係る耐震診断及び補強計画策定に要する経費を対象とする。(前々年度支出分まで対象とする。)	
実施設計 経 費	補助対象工事に係る設計費とし、前年度に契約したものであっても、当該年度に支払うものは対象とする。	
工事費	工事区分	対 象 工 事 の 範 囲
	耐震補強壁等の設置	耐震補強壁、柱、梁等の構造体の設置・補強等を実施する場合は対象とする。
	窓枠の取り替え等	① 耐震補強壁等設置部分 ② 連窓窓枠の場合で、一部分が耐震補強壁等に係る場合もすべて対象とする。 ③ 補強建物等の窓ガラスを強化ガラス等に変更する場合は対象とする。 また、強化ガラスに変更することにより必要となる窓枠の変更も対象とする。
	外装	① 一側面に耐震補強壁等が一箇所以上設置されれば、当該側面はすべて対象とする。 ② 耐震補強壁等は設置されないが、亀裂部分の樹脂注入、剥離部分の補修等に関連して塗装が必要となる同一側面は対象とする。
	内装	① 耐震補強壁等が一箇所でも設置されれば、同一空間の床・壁・天井及び内装は対象とする。 ② 廊下部分に耐震補強壁等を設置する場合は、その建物の廊下全面を同一空間として対象とする。 ③ 耐震補強壁装置により関連して照度が低下する場合、照度を確保するための塗装等は対象とする。
	照明器具の設置	補強により、天井材の改修を行う場合に必要となる照明器具の改修を対象とする。
	建物に固着していた 棚・ロッカー等の解体 ・設置	① 耐震補強壁等設置部分で、他の位置への復旧は対象とする。 ② 耐震補強壁等接地面ではないが、床・壁・天井を撤去することに伴い、ロッカー等必然的に撤去、復旧する場合は対象とする。(他の位置への復旧を含む) ③ 耐震補強壁等設置に伴い、部屋の配置替を実施する場合の新旧の撤去復旧費及び他の用途への改造費を含む。
	軽量化工事	① 既存の防水層を撤去し露出防水として軽量化を図る等の場合は対象とする。 ② 軽量化を図るための屋上フェンス、塔屋、庇等の撤去は対象とする。
	天窓等の設置	屋上部分の軽量化のためや、照度上の効果等のために天窓等を設置する場合は対象とする。
	高架水槽の移設等	耐震性高架水槽への交換は対象とする。
	防火扉等の設置	① 建築基準法、消防法等の法令の規定により、今回補強工事を行うことに伴い補強建物の内部の設置を義務づけられているものについては対象とする。 ② 防火扉等に関する制御装置は対象とする。
	設備関係の改造	① 補強工事に関連して必要となる設備関係の改造については、原則として同一空間内を対象とする。なお、キュービクル等、関連して補強建物以外の設備関係工事を要する場合は対象とする。 ② 空調設備については、耐震補強壁等設置室を対象とする。
	仮設建物工事(リース料)	補強工事を実施する建物面積を限度に対象とする。
	補強建物等に隣接する 倉庫等の撤去・復旧	補強工事施工上、撤去せざるを得ない場合については対象とする。
	本事業と他の施設整備 事業との合併施工	本事業と他の施設整備事業を合併して行う場合、足場等が他の施設整備事業に利用されていても、本事業に必要な足場等であれば、本事業の対象とする。
その他	特に必要と認められる工事は対象とする。	

## V. 「専修学校防災機能等強化緊急特別推進事業（非構造部材の耐震対策）」提出要領

### 1. 補助対象工事等

(1) 専修学校専門課程又は高等課程における耐震対策に必要な別表3の経費であって、次のいずれかの要件を備えているものとする。

① 大講義室や屋内運動場，屋内プール，講堂，ホール等の100㎡以上の空間（通路は除く。）を有する施設（学校法人が法人部門として管理している建物を除く。）。

② 「専修学校防災機能等強化緊急特別推進事業（耐震補強工事）」とあわせて行う非構造部材の耐震対策。

(2) 補助対象事業経費の下限は設定しないものとする。

(3) 補助対象実施設計費は補助対象工事に係る設計費とする。

(4) 完成年度を超えている専修学校であること。

### 2. 補助対象外経費

(1) 別表3に掲げる以外の経費

(2) 老朽化の改善を目的とする非構造部材の工事、及び地震により落下・転倒の危険性があることを合理的に説明できない非構造部材の工事に要する経費

(3) 他の国庫補助を受ける事業に係る経費

(4) 増改築，増床工事に係る経費

(5) 学校関係者が自ら行う耐震対策に係る経費

### 3. 補助率

(1) 専修学校専門課程

防災機能強化工事（実施設計費を含む）に要する経費の1/2以内

(2) 専修学校高等課程

防災機能強化工事（実施設計費を含む）に要する経費の1/3以内

ただし、「専修学校防災機能等強化緊急特別推進事業（耐震補強工事）」とあわせて実施する場合は、耐震補強工事の補助率を採用する。

### 4. 専門課程と高等課程等を有する建物について

同一の建物の中に専門課程，高等課程及び一般課程等（学校以外の施設を含む）を有する場合，各課程ごとの面積（※）で工事費を按分すること。又，按分を行った場合は，その計算過程を資料（様式任意）として添付すること。

（※）例：各課程等の専有する又は主として使用する部分の面積を当該課程の専有面積とし，その他の部分については，各課程の専有面積に応じて比例按分したものの合計。

## 5. 提出書類

- (1) チェック表
- (2) 計画調書（様式5-1）
- (3) 工事費，実施設計費及び耐震点検内訳（様式5-2）
- (4) 教員・生徒数調書（様式5-3）
- (5) 見積書整理表（共通様式）
- (6) 工事等の説明一覧（共通様式）
- (7) 採択理由書（共通様式）及び工事費，実施設計費及び耐震点検にかかる入札の内容がわかる書類又は見積書
- (8) 耐震対策予定建物の計画図面（配置図，平面図及び立面図）（様式自由）
- (9) 「学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック（改訂版）」に沿った点検結果等，非構造部材の耐震対策が必要であることを示す資料を添付すること。
- (10) 平成28年度資金収支予算書，平成25年度から平成27年度における資金収支決算書（共通様式），貸借対照表及び監事監査報告書の写し
- (11) 学則

※ 「耐震補強工事」とあわせて実施する場合は，「専修学校防災機能等強化緊急特別推進事業（耐震補強工事）」の「計画調書（様式4-1）」，「耐震診断経費・実施設計費・各工事費の内訳（様式4-2）」に記入することとし，必要に応じて上記の資料とともに提出すること。

※ 原則A4版で作成の上，ファイルに綴り，各様式別にインデックスを付すこと。計画図面について，文字が判読しづらくなる場合は，A3版で作成しても差し支えない。  
また，ファイルの表紙・背表紙には，補助金名，都道府県名，学校法人名，学校名を記入すること。

## 6. 提出資料作成の際の注意事項

- (1) 計画調書（様式5-1）
  - ① 「都道府県名」欄は，専修学校の所在する都道府県名をドロップダウンリストより選択すること。
  - ② 「法人番号」欄には，法人番号を記入すること。「法人番号」は下記ホームページにて確認することができるので必要に応じて参考にすること。  
参考 URL：<http://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>
  - ③ 「採択希望順位」欄には，同一都道府県内に所在する同一の専修学校が私立学校施設整備費補助金に対し，複数の事業の申請を行う場合，それぞれの事業の採択希望順位を同欄に記入すること。（例えば，私立学校施設整備費補助金である（例えば，私立学校施設整備費補助金である「非構造部材」を専門課程で1件，高等課程で1件を

申請する場合、それぞれ同欄に採択希望順位として、1もしくは2のいずれかを記入する。)

- ④ 「事業名」欄は、事業内容が分かる事業名とするとともに、簡潔な名称にすること。なお、専門課程と高等課程を有し、課程ごとに按分する場合、本様式は課程ごとに別葉で作成すること。その際、事業名称は「〇〇事業（専門課程）」、「〇〇事業（高等課程）」等の表記で区分すること。
- ⑤ 「建築年月日」欄には、当該施設が建築された年月日を記入することとし、当該建物が増築部分の場合は、増築された日を同様に記入すること。書ききらない場合は、備考欄に記入すること。
- ⑥ 「構造」欄には、該当するものに○を付すこと。
- ⑦ 避難所について
  - (イ) 「避難所としての利用の可否」欄は、被災時において、耐震補強工事を行う建物を避難所として利用し、2週間程度生徒や地域住民を受け入れることの可否について、ドロップダウンリストより該当するものを選択すること。
  - (ロ) 「大規模空間を有する施設の有無」欄は、耐震補強工事を行う建物について、固定椅子や固定机等の障害物のない大講義室、集会室、ホールなどの地域住民等が一定数程度避難できる大規模空間の有無をドロップダウンリストより該当するものを選択すること。
  - (ハ) 「大規模空間の面積」欄は、(ロ)における大規模空間の合計面積を記入すること。
  - (ニ) 「大規模空間以外での避難面積」欄は、(ロ)における大規模空間以外に、会議室やセミナー室等であっても、地域住民等の受け入れが可能となる教室等の合計面積を記入すること。
  - (ホ) 「受け入れ可能面積合計」欄は、(ハ)と(ニ)を合わせた数値が自動計算で入るので記入は不用。
  - (ヘ) 「合計面積」欄は、耐震補強工事を行う建物の延べ床面積を記入すること。  
(上記の(イ)～(ヘ)については、この記入内容により補助対象外となるものではない。)
- ⑧ 経費の各項目(黄色で塗りつぶしたセル)は、様式5-2を入力することにより、自動反映されるため、入力しないこと。
- ⑨ 他の補助金の交付を受けて実施した耐震診断経費や交付決定年度までに支払い済みの実施設計経費等、予め係る経費の全額が補助対象外であることが明白な場合は、計画調書への記載及び関係書類の提出を省略すること。

(2) 耐震診断経費・実施設計費・各工事費の内訳(様式5-2)

- ① 「事業名」欄は様式5-1に記載した名称と一致させること。
- ② 専門課程と高等課程等を有する建物について、課程ごとに工事費等を按分する場

合は、課程ごとに本様式を作成すること。その際、一方の課程は補助対象に、その他の課程等は補助対象外に計上することとし、小計、合計額は見積書と一致させること。

また、「金額」欄は、円単位で記入することとし、1円未満の端数は、四捨五入せず切り捨てること。その際、合計額と一致しない場合は、「端数」として補助対象外に計上すること。

(3) 見積書整理表（共通様式）

採択見積書の補助対象経費と補助対象外経費を整理し、白色セルに記入をし、補助対象経費のみに付番をした上で提出すること。記入については様式エクセルファイル内の別シートにある入力例を参考にすること。

(4) 工事等の説明一覧（共通様式）

上記「見積書整理表」に付した番号と対応するよう付番し、項目別（項目分けは任意）に「各工事（品目）における耐震化（耐震対策）との関連性」を説明すること。（耐震化との関連性については、当該工事が耐震工法上どのように必要となるのか、耐震性能の向上にどのようにつながるのか等、様式エクセルファイル内の別シートにある記入例を参考にしながら詳細に記載すること。）

なお、項目中に申請数量が2以上となるものを含む場合、数量の根拠を確認することがあるため、あらかじめ説明を記載しておくことが望ましい。

(5) 採択理由書（共通様式）及び工事費、実施設計費及び耐震点検にかかる入札の内容がわかる書類又は見積書

- ① 原則、入札又は3社以上の業者による見積り合わせ等によることとし、入札の内容がわかる書類（工事費内訳明細書等の工事内容等の詳細がわかる書類を含む）又は3社以上の見積書及び採択理由書を提出すること。
- ② 特殊事情により、3社以上の見積書が提出できない場合は、その理由を採択理由書に記入すること。
- ③ 見積書が写しの場合は、理事長が原本証明をすること。
- ④ 採択した見積書には、用紙の右上に「採択」と朱書きし、不採択の見積書には、用紙の右上に「不採択」と黒字で記載すること。
- ⑤ 補助事業が補助対象と対象外にわかれる場合は、見積書の写し等の補助対象にマーカー等を用いて「補助対象」部分をわかりやすくすること。

(6) 計画図面（配置図、平面図及び立面図）

提出する計画図面は以下のとおりとし、工事予定範囲がわかる簡単な図面とする。

また、必要な図面は精選するとともに、資料が大部とならないよう工夫すること。また、図示する際には、補助対象経費との対応関係がすぐ分かるようそれぞれに「見積書整理表」に付した番号と対応するよう付番すること。

- ①配置図：学校の敷地全体が分かり、かつ工事予定の建物を明示した図面を提出すること。
- ②平面図：工事予定階の平面図のみ提出し、工事予定範囲を明示し、用途がわかるように室名等を付すこと。また、改修前と改修後の両方の図面を提出すること。
- ③立面図：外壁等の外部工事を予定している場合のみ提出することとし、当該範囲を明示すること。また、改修前と改修後の両方の図面を提出すること。  
※「平面図（立面図）」には、建具等にかかる工事がある場合、設置箇所と設置数が確認できるように、「見積書整理表」に付した番号を明記するなどして示すこと。（手書き・マーカー等がかまわない。）

(7) 平成28年度資金収支予算書、平成25年度から平成27年度における資金収支決算書(共通様式)、貸借対照表及び監事監査報告書の写し

- ① 提出期限までに理事会等で決定していない場合は、その時点における案を作成すること。（決定次第、必ず正式なものを早急に提出すること。）
- ② 資金収支予算書、資金収支決算書（共通様式）の件名は、「平成28年度資金収支予算書」、「平成27年度資金収支決算書」等、適宜変更すること。
- ③ 資金収支決算書、貸借対照表及び監事監査報告書の写しは過去3年度分（平成25年度から平成27年度分）を提出すること。

## 7. 参考

- (1) 「学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック（改訂版）」（平成27年3月文部科学省）  
参考 URL：[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shisetu/shuppan/1291462.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/shuppan/1291462.htm)
- (2) 「学校施設の非構造部材の耐震対策事例集」（平成24年3月文部科学省）  
参考 URL：[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shisetu/bousai/taishin/1318736.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/bousai/taishin/1318736.htm)



(別表3)

## 専修学校防災機能等強化緊急特別推進事業（非構造部材の耐震対策）の補助対象範囲

経費区分	内 容
耐震点検 経 費	本事業の対象となる建物に係る耐震点検（非構造部材の耐震性調査等）及び補強計画策定に要する経費を対象とする。（ <u>前々年度支出分まで対象とする。</u> ） ただし、学校関係者による自主的な点検に要する経費（人件費、備品購入経費等）については、対象外とする。
実施設計費	補助対象工事に係る設計費とし、 <u>前年度に契約したものであっても、当該年度に支払うものは補助対象とする。</u>
工事費	建築非構造部材（被災時等の安全対策のため行われるものであり、建物全体の構造設計・構造計算の対象になる構造体(主体構造，躯体)以外の部材を指す)の耐震化工事。 (例) a. 外壁及びその仕上げ材（モルタル・タイル・ALC板等）の剥落・落下防止工事。 b. 建具及びガラスの落下防止工事。 c. 間仕切り及び内装材（内装仕上げ材の剥落等）の剥落・落下防止工事。 d. 天井材(下地材・天井ボード)及び天井器具(照明器具・空調機器等)の落下防止工事。 e. 屋根材（瓦材等）の落下防止工事。 f. 屋外避難階段等と本体建物の分離防止工事。 g. 設備機器（屋外空調設備・受水層・高置水槽等）の移動・転倒防止工事。 h. 配管（給排水配管・ガス配管・電線等）の破損・切断（漏電）防止工事。 i. 既に存在する書架やロッカーなどの備品等を建物に固定させる転倒防止工事。
その他	特に必要と認められる工事。